

「知らなかった」では済まされません。 不正改造は犯罪です!!

⚠️ このような改造は、不正改造です。

1 クリアレンズ等不適切な灯火器
及び回転灯等の取付け



2 運転者席・助手席の窓ガラスへの
着色フィルムの貼付け



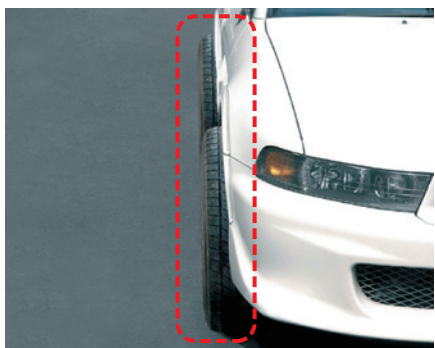
3 基準外ウイングの取付け



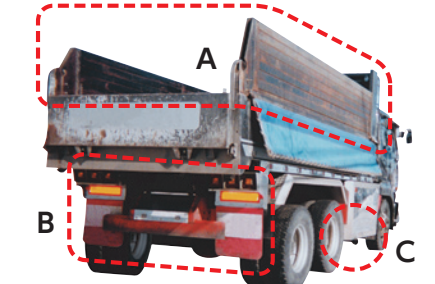
4 消音器(マフラー)の
切断・取り外し



5 タイヤ及びホイールの車体
(フェンダー)外へのはみ出し



6 A. 荷台さし枠の取付け・燃料
タンクの増設
B. 突入防止装置の切断・取外し
C. 排気管の開口方向違反



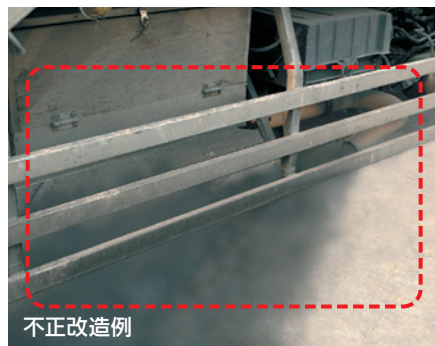
7 前面ガラス等への装飾板の装着



8 速度抑制装置(スピードリミッター)
の解除・取外し



9 ディーゼル自動車排出する
黒煙



不正改造は犯罪です!!

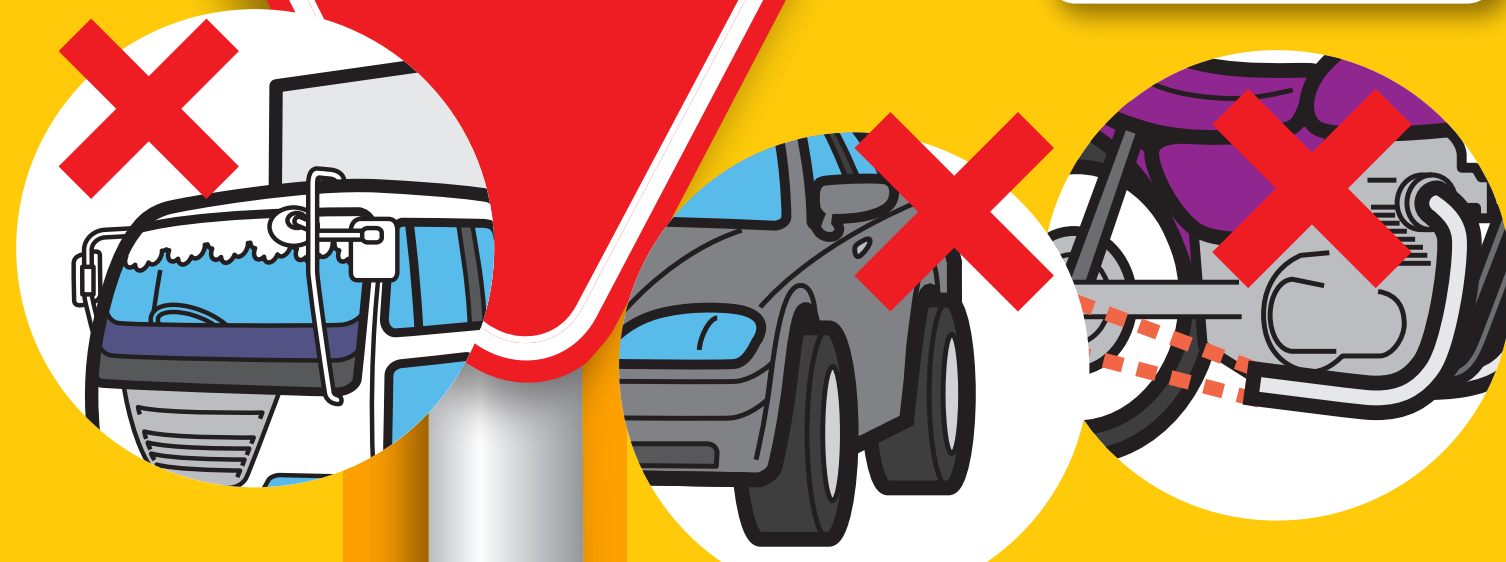
STOP! THE 不正改造



不正改造車の
使用者
↓
整備命令の
発令



不正改造を
実施した者
↓
6カ月以下の懲役
又は
30万円以下の罰金



不正改造車を排除する運動

推進/国土交通省、不正改造防止推進協議会 後援/内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省、環境省 協力/自動車検査独立行政法人、軽自動車検査協会

日本自動車整備協同組合連合会、全国自動車部品整備商組合連合会、全国タイヤ商工協同組合連合会、一般社団法人日本自動車販売協会連合会、社団法人日本中古自動車販売協会連合会、日本自動車輸入組合、一般社団法人日本自動車工業会、一般社団法人日本自動車部品工業会、一般社団法人日本自動車車体工業会、公益社団法人日本バス協会、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会、社団法人日本陸送協会、全日本自動車部品卸商協同組合、一般社団法人日本自動車タイヤ協会、社団法人全国軽自動車協会連合会、社団法人全国自動車協会、一般社団法人日本自動車連盟、一般社団法人自動車検査登録情報協会、一般社団法人日本自動車会議所、一般社団法人全国二輪車安全普及協会、一般社団法人全国自動車標協同組合、全国石油商業組合連合会、一般社団法人自動車用品小売業協会、日本ウィンドウ・フィルム工業会、日本自動車マフラー協会、日本自動車用品・部品アフターマーケット振興会、全国ディーゼルボンブ振興会連合会、一般社団法人全国二輪車用品連合会、全国自動車短期大学協会、全国自動車大学校・整備専門学校協会、全国オートバイ協同組合連合会、社団法人日本自動車整備振興会連合会(順不同)

あなたがこんな不正改造車を見かけたら、ナンバープレート、不正改造の内容等の情報をお寄せ下さい。

不正改造車
110番

北海道運輸局 011-290-2752 中部運輸局 052-952-8042 九州運輸局 092-472-2537
東北運輸局 022-791-7534 近畿運輸局 06-6949-6453 沖縄総合事務局 098-866-1837
北陸信越運輸局 025-244-6114 中国運輸局 082-228-9141
関東運輸局 045-211-7254 四国運輸局 087-835-6369

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anken/02altered/call110.html>携帯、スマートフォンの方はコチラから→



www.tenken-seibi.com



大丈夫ですか？ あなたのクルマ

保安基準に適合していない箇所がないか、確実にチェックしましょう！

乗用車

触媒装置

- 触媒等が取り外されていないこと。(道路運送車両の保安基準第31条)

消音器

- 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑制することができる消音器を備えなければならない。(道路運送車両の保安基準第30条)

サスペンション

- 切断等により、ばねの一部又は全部が除去されていないこと。(道路運送車両の保安基準第14条)

番号灯

- 白色であること。(道路運送車両の保安基準第36条)

後退灯

- 白色であること。(道路運送車両の保安基準第40条)

尾灯

- 赤色であること。(道路運送車両の保安基準第37条)

制動灯

- 赤色であること。(道路運送車両の保安基準第39条)

方向指示器

- 橙色であること。
- 点滅回数が毎分60回以上、120回以下であること。(道路運送車両の保安基準第41条)

後部反射器

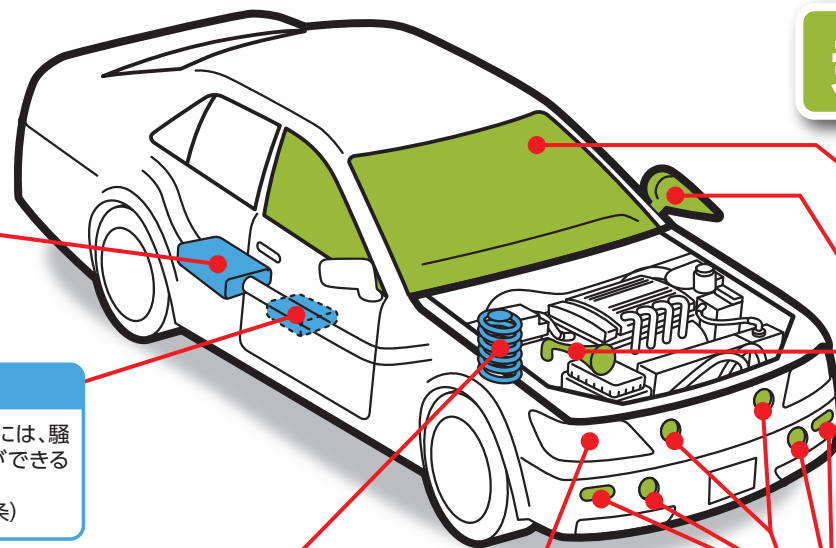
- 赤色であること。(道路運送車両の保安基準第38条)

消音器

- 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑制することができる消音器を備えなければならない。(道路運送車両の保安基準第30条)

触媒装置

- 触媒等が取り外されていないこと。(道路運送車両の保安基準第31条)



乗用車・貨物車共通

前面ガラス、運転者席及び助手席の窓ガラス

- 指定以外のステッカー貼付は不可。
- 前面ガラス等に装飾板を装着した状態又は運転席および助手席の窓ガラスに着色フィルムを貼り付けた状態での可視光線透過率は70%未満のものは不可。(道路運送車両の保安基準第29条)

バックミラー

- 鋭利な突起がないこと。
- 歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。(道路運送車両の保安基準第18条、第44条)

警音器

- 音が自動的に断続するものは不可。
- 音の大きさ又は音色が自動的に変化する又は運転席で容易に変化させることができるものは不可。(道路運送車両の保安基準第43条)

前部霧灯

- 白色又は淡黄色であること。
- 同時に3個以上点灯しないこと。(道路運送車両の保安基準第33条)

その他の灯火(ディライト)

- 赤色でないこと。
- 光度300cd以下であること。
- 点滅しないこと。(道路運送車両の保安基準第42条)

タイヤ

- 回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこと。(道路運送車両の保安基準第18条)

回転灯

- 緊急自動車等以外には赤色の回転灯は取付け不可。
- 道路維持作業用自動車以外には黄色の回転灯は取付け不可。(道路運送車両の保安基準第42条)

貨物車

ディーゼル車の原動機

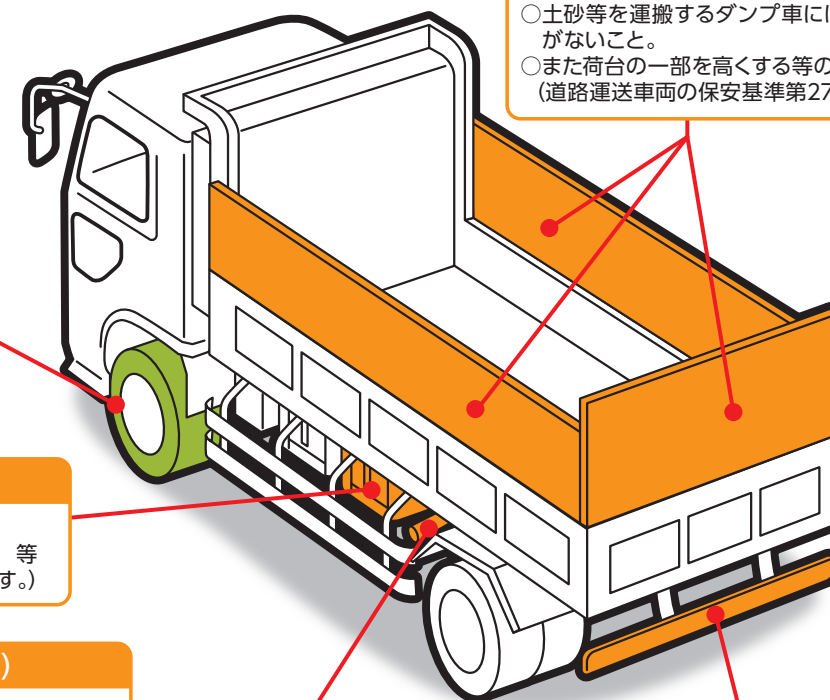
- 黒煙汚染度は基準内であること。(道路運送車両の保安基準第31条)

巻き込み防止装置

- 普通貨物自動車には、巻き込み防止装置を備えなければならない。(道路運送車両の保安基準第18条の2)

ダンプ(土砂等運搬)

- 土砂等を運搬するダンプ車にはさし枠の取付けがないこと。
- また荷台の一部を高くする等の改造がないこと。(道路運送車両の保安基準第27条)



不正な二次架装

- 新規検査受検後に燃料タンクの増設。
- 容量が大幅に異なる燃料タンクへの変更。等(構造等変更検査の手続きが必要になります。)

速度抑制装置(スピードリミッター)

- 自動車が90キロメートル毎時を超えて走行しないよう燃料の供給を調整し、かつ、自動車の速度制御を円滑に行えるものであること。
- 速度抑制装置を装着していることを示す黄色のステッカーが車室内の運転者の見やすい位置及び車両の後面に貼付されていること。(道路運送車両の保安基準第8条)

排気管の開口方向

- 排気管は左向き又は右向きに開口していないこと。(道路運送車両の保安基準第31条)

突入防止装置

- 貨物自動車の後面には、突入防止装置を備えること。(道路運送車両の保安基準第18条の2)

二輪車

